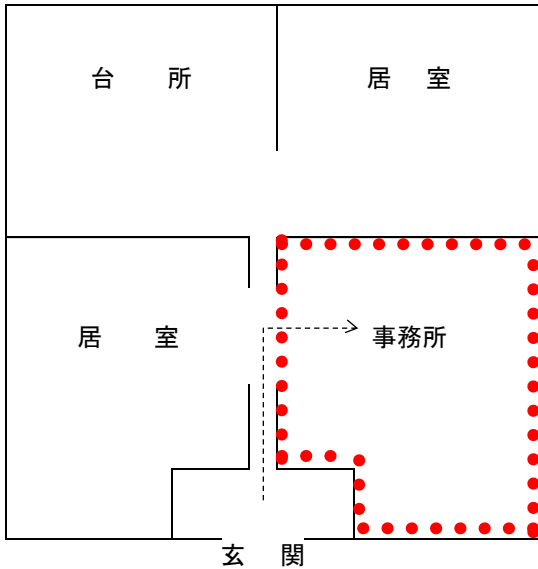
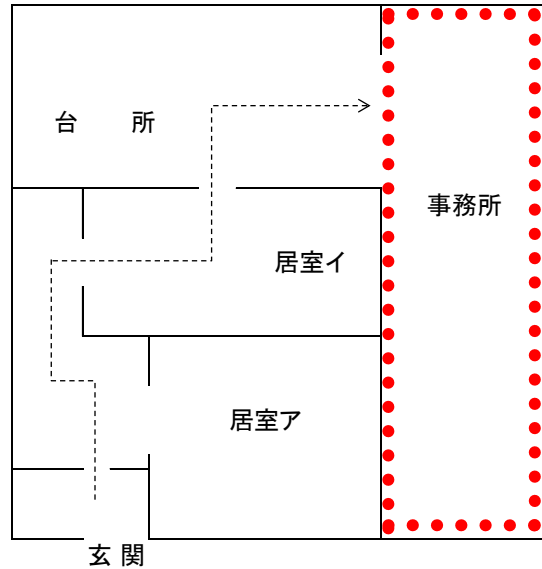


A：住宅の一部を事務所とする場合の例

(可)



(不可)



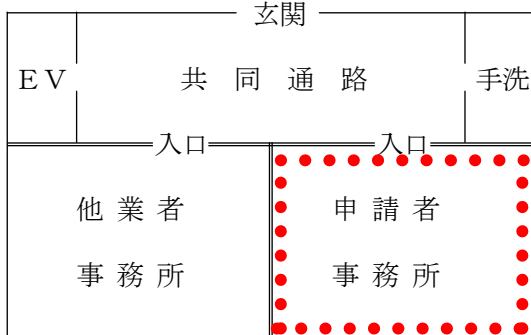
※居室アならば事務所として使用可能。居室イは使用不可。

<留意点>

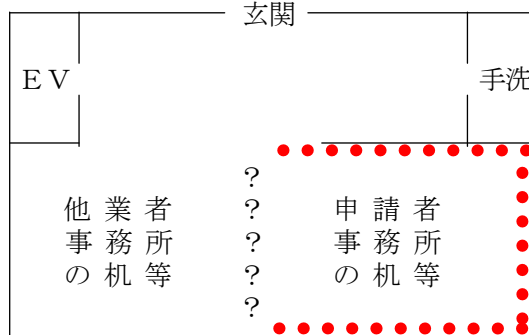
- ① (事務所専用の出入口がない場合) 玄関部分から事務所に他の部屋を通らずに行けるか。
- ② 生活部分と壁などで明確に区切られているか。
- ③ 事務所としての形態が整えられ、かつ事務所としてのみ使用しているか。
- ④ 事務所が独立した部屋になっているか (住人が住宅内の移動の際に通ることになる部屋の場合は不可)。等

B：同一の部屋(フローア)に他法人等と同居する場合の例

(可)



(不可)



<留意点>

- ① (事務所専用の出入口がない場合) 入口部分から申請者の事務所に他法人等の事務所を通らずに行けるか。
- ② 他法人等と固定式のパーティションなどで明確に区切られているか。
- ③ 事務所としての形態が整えられ、かつ事務所としてのみ使用しているか。等

※ A、Bいずれの場合も、申請時点での間取り図および写真〔事務所内部全面・入口からの経路・入口・建物全体〕が必要です。